（証券コード 6046）
平成28年12月７日

株 主 各 位

東京都中央区入船二丁目１番１号
株 式 会 社 リ ン ク バ ル
代表取締役社長　　吉弘　和正

第５期定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第５期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年12月21日（水曜日）午後７時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

１．日　　時　平成28年12月22日（木曜日）午前10時　（受付開始：午前９時）

２．場　　所　東京都中央区日本橋二丁目７番１号　東京日本橋タワー
ベルサール東京日本橋５階「Room７」
※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
※前回と会場が異なっておりますので、ご来場の際はお間違えのないようご注意願います。

３．会議の目的事項

報 告 事 項

第５期（平成27年10月１日から平成28年９月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役４名選任の件
第３号議案　補欠監査役１名選任の件

以上

〇当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参のうえ、会場受付へご提出くださいますようお願い申しあげます。なお受付時の混雑緩和のため、お早めのご来場をお願い申しあげます。
〇本株主総会招集ご通知に添付しております株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://linkbal.co.jp）に掲載いたしますのでご了承ください。
〇本株主総会にご出席の株主様へは、些少ながらお土産をご用意しております。
〇本株主総会閉会後、株主様向け会社説明会を開催いたしますので、引き続きご参加くださいますようお願い申しあげます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成27年10月１日から
平成28年９月30日まで）

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度の我が国経済は、中国やアジア新興国の景気の下振れリスクや資源価格の下落、英国のEU離脱決定等の要因による海外経済不安が続き、円高・株安の進行や個人消費の低迷環境が続くものの、政府の経済政策や日銀の金融政策を背景に、企業収益の改善や雇用情勢の持ち直し等が見られ、景気は緩やかな回復基調にて推移いたしました。

このような環境のなか、当社では「人とアイデアで世界をつなぎ、幸せな社会を。」という経営理念の下、顧客満足度と企業価値の向上を目指し、イベントECサイト「街コンジャパン」のプラットフォーム化の推進、イベントジャンルの拡充等の重点施策に取組み、積極的な業績の向上に努めました。

一方、当事業年度におきましても、日本における少子化問題は引き続きクローズアップされており、内閣府発表の「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」において「希望出生率1.8」の実現を目標にすることが盛り込まれております。また、第15回出生動向基本調査（国立社会保障・人口問題研究所発表）によりますと、異性の交際相手を持たない未婚者は引き続き増加しており、男女間比率は、男性69.8％（前回61.4％）、女性59.1％（同49.5％）となっており、未婚率の拡大傾向が指摘されております。

このような少子化傾向の続く状況下、今後も引き続き街コンイベント等、新しい出会いの機会を創出するサービスの需要はますます増加するものと予想されます。

当事業年度において、当社では、具体的には（１）「イベント開催エリアの拡大」、（２）「イベントカテゴリーの拡大」、（３）「イベント掲載数の拡大」という３つの重点施策に取組んでまいりました。

イベント開催エリアの拡大につきましては、自社が開催するイベントと、自社以外が開催するイベントの両面で開催エリアを拡大いたしました。自社が開催するイベントでの拡大につきましては、本年６月に広島オフィスを開設し、広島県、岡山県を中心とした中国地方でのイベント開催数を増やしました。また、自社以外が開催するイベントにつきましては、当社オフィスの無いエリアのイベント掲載数を強化するため、全国のイベント開催企業との連携を強化しイベント掲載数を増強いたしました。

イベントカテゴリーの拡大施策につきましては、謎解きイベント、スポー

ツ、旅行をテーマにしたものや、自分を磨くための学びを通じた交流イベント等、多彩なイベントを提供することで、参加者の裾野を広げました。

イベント掲載数の拡大につきましては、従来の飲食店のアイドルタイムを利用した開催に加え、ランチタイム、ディナータイムで開催するイベント数を増加いたしました。また、土日祝祭日に加え、新たに平日昼の時間帯を活用するイベントを掲載することにより、多様化するユーザーのニーズに応えました。その結果、イベント掲載数は対前期比126.1%増と大幅に増加いたしました。

以上の結果、当事業年度における業績は、売上高は2,144,543千円（前年同期比24.5%増）となり、また、損益面では、売上原価、販売費及び一般管理費の合計が1,850,056千円（前年同期比27.0%増）となった結果、営業利益は294,487千円（前年同期比11.2%増）、経常利益は311,788千円（前年同期比10.2%増）、当期純利益は189,925千円（前年同期比21.4%増）となりました。

なお、当社はインターネットサイト運営事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。サービスごとの取り組みは以下のとおりであります。

（イベントECサイト運営サービス）

当事業年度では、当社の運営する「街コンジャパン」サイトへの訪問者数が堅調に増加いたしました。当社が主催するイベントにおいては、定番イベント、新しいイベントが共に人気を博しました。定番イベントとしては、引き続き参加者を同じ趣味を持つ人に限定したイベントが好評でした。特にアニメをテーマにしたイベント、通信ゲームをテーマにしたイベント、映画をテーマにしたイベントが好評で、札幌、東京、名古屋、大阪、福岡等、全国主要都市にて開催いたしました。新しい取組みとして、福岡ソフトバンクホークスのオフィシャルスポンサーとなり、当球団とコラボレーションし、球場のVIPルームを会場にしたイベント、地元のスポーツバーでTV観戦しながらのイベントを実施いたしました。また、当球団以外のプロ野球チームや、Jリーグのサッカー・チーム等とも共同イベントを開催し、新しい出会いの創出と各チームのファン開拓を行いました。一方、当社以外のイベント主催者が開催するイベントでは、謎解きイベントとコラボレーションした街コンイベントの人気が高く複数のイベント主催者が開催数を増加いたしました。

また、ゴルフやウォーキングといったスポーツをテーマにしたイベント、屋外でのバーベキューやビアガーデンを会場としたイベントが引き続き人気が高く、イベント掲載数が順調に増加いたしました。街バルイベントにおきましては、銀座や日本橋で実施する定番イベントに加え、新しい取組みとして、大人気の日本酒銘柄とコラボレーションした街バルイベント、虎ノ門の新しい商業施設を会場とした街バルイベント等を実施いたしました。

これらの結果、当事業年度におけるイベントECサイト運営サービスの売上高は2,095,873千円（前年同期比23.2％増）となりました。なお、売上高の主な内訳は、当社が主催する街コンイベントにおける売上高が1,373,895千円（前年同期比24.0％増）、他社が主催する街コンイベントによる売上高が665,742千円（前年同期比22.8％増）、当社が主催する街バルイベントによる売上高が55,964千円（前年同期比13.8％増）となりました。

（WEBサイト運営サービス）

「恋学」サイトでは、PV数増加を目指し、大手検索サイトからのユーザー流入数拡大につながる施策を継続的に行いました。引き続きサイト内に設置したアンケートシステムを通じてユーザーの生の声を記事化することでオリジナルコンテンツを提供するとともに、季節ごとのテーマを検索されやすいキーワードに関連する話題に設定することで、記事閲覧数の増加に注力いたしました。さらにライター数を増加させ、記事投稿件数の増加を目指した結果、月間記事掲載数は、対前期比約30％増加となり、月間PV数の増加に大きく寄与いたしました。また、広告販売につきましては広告枠数の増加に伴い、取扱い広告代理店数を増加したことにより、売上高は順調に推移いたしました。

これらの結果、当事業年度におけるWEBサイト運営サービスの売上高は48,670千円（前年同期比132.1％増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は9,684千円であります。主な内訳は、サーバーの購入2,388千円、事業用アプリケーションの取得4,355千円によるものであります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第２期 (平成25年９月期)	第３期 (平成26年９月期)	第４期 (平成27年９月期)	第５期 (平成28年９月期)
売上高　　(千円)	646,642	1,175,285	1,722,031	2,144,543
経常利益　　(千円)	35,412	171,161	282,898	311,788
当期純利益　　(千円)	24,986	115,140	156,460	189,925
１株当たり当期純利益	8円33銭	38円38銭	50円35銭	58円44銭
総資産　　(千円)	166,792	447,387	1,225,392	1,495,664
純資産　　(千円)	38,439	153,580	862,040	1,051,966

(注) １　当社は、平成26年12月23日付で普通株式１株につき30,000株の株式分割を行っております。第２期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益を算定しております。
２　平成27年４月27日付の公募増資により、第４期において当社の発行済株式総数は増加しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 対処すべき課題

街コンジャパン等のイベントECサイトを運営する事業の環境は、情報ポータルサイト数の増加により、競争が激化しております。また、イベントECサイトに加えて、恋学や婚活ジャパンのその他WEBサイトサービスにおいても、情報システムの活用が必須となっております。このような状況下、当社では、街コンジャパン等のイベントECサイト機能の強化を図るとともに、情報システムの整備・強化に注力する組織体制を整える必要があると考えております。

以上を踏まえ、当社としては、以下の具体的な課題に取組んでまいります。

①人材の確保、育成

当社事業の継続的な発展を実現するためには、必要な人材を十分確保するとともに高い専門性を有する人材の育成に注力することが重要な課題であると考えております。当社は幅広い人材採用活動を行うと共に、従業員の教育研修制度の拡充に積極的に取組んでまいります。

②企業競争力の強化

当社を取巻く事業環境は、街コンイベント運営企業数の増加する状況下、厳しさを増しておりますが、今後、競合他社との差別化戦略の展開に注力する等、企業競争力の維持・向上に積極的に取組んでまいります。

③運用サイトの更なる認知度の向上

当社の事業規模拡大のためには、当社が運営する「街コンジャパン」等のイベントECサイトの更なる認知度の向上が必要であると考えております。現在、国策の中でも婚活が取り上げられ、官民一体となった取り組みにより今後市場は拡大すると予想されております。当社が企業認知度の向上、商品・サービス力の強化を行うことで、当社の成長のみならず、婚活市場の拡大につながると考えております。今後、当社では「街コンジャパン」等のイベントECサイトの機能の一層の強化を図るとともに、イベント掲載情報の拡充や広告を行う等、より多くの利用者が当社の運営サイトに集まる体制の整備を進め、運営サイトの認知度の向上に積極的に取組んでまいります。

④情報システムの整備・強化

当社の事業展開において、その他WEBサイト・システムに係るセキュリティ管理体制の整備強化は重要な課題であります。当社では、市場環境の変化に的確に対応したセキュリティ管理体制の構築と整備・強化に積極的に取組んでまいります。

⑤内部管理体制の強化

当社では、事業規模の拡大により従業員数が増加しております。当社が事業環境の変化に適応しつつ、持続的な成長を目指してまいるためには、内部管理体制の整備・強化を通じた業務の効率化が重要であると考えております。

当社では今後、内部統制の実効性をより高めるため、環境を整備し、内部管理体制の強化に取組み、組織的なマネジメント活動を展開し、リスク管理の徹底と共に、業務の効率化を目指して積極的に取組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますよう、お願い申しあげます。

(7) 主要な事業内容（平成28年９月30日現在）

インターネットサイト運営事業

(8) 主要な営業所（平成28年９月30日現在）

本　　社　　東京都中央区

支　　店　　大阪（大阪府大阪市北区）

(9) 使用人の状況（平成28年９月30日現在）

使用人数	当期中の増減	平均年齢	平均勤続年数
114名（９名）	19名増	29.4歳	1.75年

(注)使用人数欄の（　）外書きは、臨時従業員の平均雇用人員（１日８時間換算）であります。

(10) 主要な借入先及び借入額

該当事項はありません。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成28年９月30日現在）

(1) 発行可能株式総数　12,000,000株

(2) 発行済株式総数　3,250,000株

(3) 当事業年度末の株主数　1,549名

(4) 大株主数（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	持株数（株）	持株比率（%）
株式会社Ｋａｚｙ	1,200,000	36.92
吉弘和正	1,010,000	31.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	78,700	2.42
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	78,000	2.40
根本純	60,000	1.85
中村壮陽	59,000	1.82
松岡大輔	39,000	1.20
株式会社ＳＢＩ証券	34,500	1.06
日本証券金融株式会社	26,200	0.81
孫仲華	24,200	0.74

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成28年９月30日現在）

会社における地位	氏　　名	地位、担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	吉弘　和正（よしひろ　かずまさ）	事業本部　本部長
取締役	金田　好生（かねだ　よしお）	経営管理本部　本部長
取締役	大山　智弘（おおやま　ともひろ）	事業本部　副本部長　兼　西日本営業部　部長
社外取締役	喜多埜　裕明（きたの　ひろあき）	Ｋカンパニー株式会社　代表取締役社長
社外取締役	岡崎　守隆（おかざき　もりたか）	株式会社Ｈｉｌｌ　Ｈｉｇｈ　Ｂｒｉｄｇｅ　代表取締役会長
社外監査役(常勤)	岩崎　修身（いわさき　おさみ）	
社外監査役	大友　敬（おおとも　たかし）	大友アソシエーツ株式会社　代表取締役
社外監査役	田部井悦子（たべい　えつこ）	田部井公認会計士事務所　公認会計士 シダックス株式会社　社外監査役

（注）１　取締役喜多埜裕明氏、岡崎守隆氏は、社外取締役であります。
２　監査役岩崎修身氏、大友敬氏、田部井悦子氏は、社外監査役であります。なお、監査役田部井悦子氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
３　取締役喜多埜裕明氏、岡崎守隆氏、監査役岩崎修身氏、大友敬氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
４　当事業年度中の異動、取締役の地位および担当ならびに重要な兼職の状況の変更は、次のとおりであります。
①異動者

氏　　名	変　更　前	変　更　後	異動年月日
大山　智弘	取締役 事業本部　副本部長	取締役　事業本部　副本部長 兼　西日本営業部　部長	平成27年10月１日

(2) 取締役及び監査役の報酬等

区　　分	員　　数	報酬等の額	摘　　要
取締役 （うち社外取締役）	５名 （２名）	60,054千円 (12,000千円)	取締役の報酬限度額は、平成25年９月30日開催の臨時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。
監査役 （うち社外監査役）	３名 （３名）	10,309千円 (10,309千円)	監査役の報酬限度額は、平成25年９月30日開催の臨時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。
合計 （うち社外役員）	８名 （５名）	70,363千円 (22,309千円)	

（注）　取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

・取締役 喜多埜 裕明

Kカンパニー株式会社と当社との間には重要な取引その他の関係はありません。

・取締役 岡崎 守隆

株式会社Ｈｉｌｌ Ｈｉｇｈ Ｂｒｉｄｇｅと当社との間には重要な取引その他の関係はありません。

・監査役 大友 敬

大友アソシエーツ株式会社と当社との間には重要な取引その他の関係はありません。

・監査役 田部井 悦子

田部井公認会計士事務所ならびにシダックス株式会社と当社との間には重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
社外取締役	喜多埜裕明	当事業年度に開催された取締役会20回のすべてに出席し、長年にわたる経営者としての知識と経験に基づき適宜発言を行なっております。
	岡崎守隆	当事業年度に開催された取締役会20回のすべてに出席し、長年にわたる経営者としての知識と経験に基づき適宜発言を行なっております。
社外監査役	岩崎修身	当事業年度に開催された取締役会20回のすべて、監査役会15回のすべてに出席し、金融業界において養われた専門知識や経験に基づき適宜発言を行なっております。
	大友 敬	当事業年度に開催された取締役会20回のすべて、監査役会15回のすべてに出席し、経営及び財務の専門家としての知識や経験に基づき適宜発言を行なっております。
	田部井悦子	当事業年度に開催された取締役会20回のすべて、監査役会15回のすべてに出席し、財務及び会計の専門家としての知識や経験に基づき適宜発言を行なっております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める限度額となります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称　　東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12百万円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	12百万円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

2．会計監査人の報酬等の額につきましては、前事業年度までの監査実績の分析、当事業年度の監査計画と実績の状況精査、当事業年度の監査時間、配員計画等を考慮した監査報酬見積の相当性の総合的判断の結果、監査役会にて相当であると同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行状況等を総合的に勘案し、必要と判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を決議しており、その内容の概要は、以下のとおりです。

a　取締役、執行役員、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a)法令・定款及び社会規範を遵守するための「リンクバル行動規範」を制定し、全社に周知・徹底しております。

(b)コンプライアンスに係る規程を制定し、コンプライアンス推進委員会を設置し当該推進活動を行なうことにより、コンプライアンス体制の構築・維持をしております。

(c)コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図っております。

(d)内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応します。

(e)当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶します。

b　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a)取締役の職務の執行に係る情報については、法令、取締役会規則及び文書管理規程等に基づき、適切に保存及び管理を行っております。

(b)取締役及び監査役は、これらの文書等を、常時閲覧できるものとしております。

c　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a)リスク管理規程を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築しております。

(b)経営会議にて、組織単位で想定されるリスクを協議し、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図っております。

(c)危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとします。

d　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a)取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、執行役員の業務執行機能を分離しております。

(b)取締役会規則、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図っております。

(c)取締役会を毎月１回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しております。

e　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(a)監査役は必要に応じて監査業務を補助する使用人を任命することができます。

(b)監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長の指揮・命令は受けないものとしております。

(c)当該使用人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得るものとしております。

f　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

(a)監査役は、取締役会のほか経営会議等重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができるものとします。

(b)取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見した時には、速やかに監査役に報告するものとします。なお、これらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとしております。また、このことを確保するための体制を「内部通報規程」に定めております。

(c)取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告するものとします。

g　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(a)監査役会には、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保しております。

(b)監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図っております。

(c)監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図っております。

(d)監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他の専門家の意見を聴取することができます。また当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関して生ずるすべての費用は、予算に計上して全額負担しております。

h　財務報告の信頼性を確保するための体制

内部統制システムの構築に関して、財務報告に係る内部統制に関する基本方針を定め、財務報告に係る内部統制を構築し、運用を行っております。

i　反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

(a)反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方

イ　当社の行動規範、社内規程等に明文化し、社長以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取組んでおります。

ロ　反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持ちません。また、反社会的勢力による不当要求は、一切を拒絶します。

(b)反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

イ　「リンクバル行動規範」において「反社会的勢力に対する姿勢」について明文化し、全役職員の行動指針としております。

ロ　反社会的勢力の排除を推進するために、経営管理本部を統括管理部署とし、各部署における反社会的勢力への対応責任者は各組織の本部長としております。

ハ　「反社会的勢力対応規程」等の関係規程等を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取組んでおります。

ニ　取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行っております。

ホ　反社会的勢力の該当有無を確認するため、外部関係機関等から反社会的勢力情報の収集に取組んでおります。

ヘ　反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、特殊暴力防止対策連合会、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築しております。

⑵ 当事業年度における上記体制の運用状況の概要

a 取締役会

当社の取締役会は、取締役５名で構成されております。取締役会は、毎月１回定例の取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、経営に関する重要事項を決定するとともに各取締役の業務執行の状況を監督しております。また、取締役会には、すべての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

b 監査役会・監査役

当社の監査役会は、常勤監査役１名及び非常勤監査役２名で構成されており、いずれも社外監査役であります。監査役会は、毎月１回定例の監査役会のほか、必要に応じて臨時の監査役会を開催しております。監査役は、株主総会や取締役会への出席や、取締役・執行役員・従業員・監査法人からの報告収受など法律上の権利行使のほか、必要に応じて意見陳述を行うなど、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっております。常勤監査役は、経営会議等重要な会議への出席や、支店等への往査など実効性のあるモニタリングに取組んでおります。また、内部監査室及び監査法人と随時情報交換や意見交換を行うほか、定期的に三者によるミーティングを行うなど連携を密にし、監査機能の向上を図っております。

c 内部監査

当社では、代表取締役直属の独立部署として内部監査室を設置し、内部監査担当者が各部門の業務執行の妥当性・適法性・効率性についてチェック、検証を行うために、監査計画に基づき各部門に対する監査を行っております。監査結果については代表取締役に報告し、業務改善に役立てております。

なお、当社では、内部監査担当者、監査役並びに会計監査人が、監査を有効かつ効率的に進めるために適宜情報交換を行っております。

d コンプライアンス推進委員会

コンプライアンス体制の基本として「コンプライアンス規程」を制定しております。ま

た、代表取締役社長が委員長となり、取締役会の決議に基づき選任されたコンプライアンス推進委員から構成されるコンプライアンス推進委員会を設置しております。これにより、コンプライアンスに関する全社的方針、体制の維持・管理、コンプライアンスの推進を図っております。

e 経営会議

経営会議は、経営に関する重要事項の審議機関として、取締役、監査役並びに代表取締役が指名する部門管理者で構成されております。経営会議は、原則として週１回開催し、経営上の重要事項及び月次予算の進捗状況の報告について審議等を行い、経営活動の効率化を図っております。

f 執行役員制度

当社は、業務執行機能の強化を図る為、執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役会によって選任され、取締役会の決議によって定められた分担に従い、業務執行を行います。執行役員は１名で構成されており、任期は１年となっております。

g 役員報酬の決定方法等

取締役及び監査役の報酬の決定については、株主総会で、総枠の決議を得ております。各役員の額については、取締役については取締役報酬総額の範囲内において、役位、業績、貢献度等を総合的に勘案して、取締役会にて決定し、監査役については、監査役報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況等を考慮して、監査役会で決めております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、下図のとおりであります。

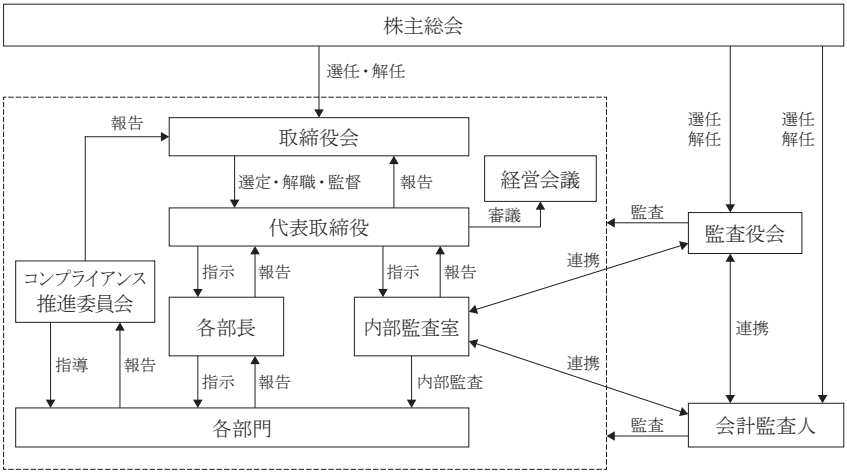

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する事項

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を重要課題の一つとして位置づけております。当社は現在、事業拡大過程にあり、持続的な成長をしていくために必要な財務体質の強化及び事業拡大のための投資等が株主に対する利益還元につながるものと考えております。

今後においても、中長期的な成長に向け、事業投資、それを支える事業基盤への投資を行いつつ、財務基盤の拡充のため、内部留保に充実を図る方針です。

将来は、株主への利益還元と内部留保充実のバランスを考慮しながら、事業展開、業績や財政状態等を総合的に勘案した上、配当を実施してまいりたいと考えておりますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年１回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会としております。また、中間配当においては、取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

（注） 本事業報告中の記載数字は表示単位未満を切り捨て、比率は記載単位未満を四捨五入して表示しております。

貸 借 対 照 表

（平成28年９月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
［資産の部］		**［負債の部］**	
流動資産	**1,303,710**	**流動負債**	**421,325**
現金及び預金	1,164,263	買掛金	12,231
売掛金	10,363	未払金	128,306
未収入金	107,952	未払費用	62,925
前渡金	1,016	未払法人税等	83,420
前払費用	10,582	未払消費税等	34,027
繰延税金資産	9,393	前受金	30,960
その他	138	預り金	58,596
固定資産	**191,954**	賞与引当金	10,858
有形固定資産	**68,389**	**固定負債**	**22,372**
建物	56,200	資産除去債務	22,372
その他	12,188	**負債合計**	**443,698**
無形固定資産	**7,901**	**［純資産の部］**	
商標権	574	**株主資本**	**1,051,966**
ソフトウエア	7,327	**資本金**	**281,000**
投資その他の資産	**115,663**	**資本剰余金**	**276,000**
差入保証金	2,000	資本準備金	276,000
敷金	70,475	**利益剰余金**	**494,966**
繰延税金資産	10,682	その他利益剰余金	494,966
保険積立金	32,505	繰越利益剰余金	494,966
		純資産合計	**1,051,966**
資産合計	**1,495,664**	**負債及び純資産合計**	**1,495,664**

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成27年10月１日から
平成28年９月30日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**2,144,543**
売上原価		**603,349**
売上総利益		**1,541,194**
販売費及び一般管理費		**1,246,706**
営業利益		**294,487**
営業外収益		
受取利息	169	
保険解約返戻金	17,010	
その他	121	17,301
経常利益		**311,788**
特別損失		
固定資産除却損	4,779	4,779
税引前当期純利益		**307,009**
法人税、住民税及び事業税	133,386	
法人税等調整額	△16,303	117,083
当期純利益		**189,925**

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年10月１日から
平成28年９月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	281,000	276,000	276,000	305,040	305,040	862,040	862,040
当期変動額							
当期純利益				189,925	189,925	189,925	189,925
当期変動額合計	―	―	―	189,925	189,925	189,925	189,925
当期末残高	281,000	276,000	276,000	494,966	494,966	1,051,966	1,051,966

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建　物　　10～15年

その他　　４～15年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

２．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については合理的に見積った貸倒率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に支給する賞与に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

３．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

（会計方針の変更に関する注記）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響額はありません。

（貸借対照表に関する注記）

有形固定資産の減価償却累計額　　17,988千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

１．当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　3,250,000株

２．当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

該当事項はありません。

３．当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

４．当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金を自己資金で賄っており、余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収入金及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、個別に把握及び対応を行う体制としております。

差入保証金及び敷金は主に当社が入居している事務所の不動産賃貸借契約等に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、期日管理及び残高管理を行っております。

営業債務である買掛金及び未払金、並びに未払法人税等、未払消費税等は、１年以内に決済または納付期限が到来するものであります。これらは、流動性リスクに晒されていますが、適時に資金計画を作成する等の方法により管理しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) ２．参照）。

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,164,263千円	1,164,263千円	― 千円
(2) 売掛金	10,363	10,363	―
(3) 未収入金	107,952	107,952	―
(4) 敷金	70,475	63,819	△6,656
資　産　計	1,353,054	1,346,398	△6,656
(1) 買掛金	12,231	12,231	―
(2) 未払金	128,306	128,306	―
(3) 未払法人税等	83,420	83,420	―
(4) 未払消費税等	34,027	34,027	―
(5) 預り金	58,596	58,596	―
負　債　計	316,581	316,581	―

(注) １．金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 敷金

敷金の時価については、償還予定時期を見積もり、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等、(5) 預り金

これらは短期間で決済または納付されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区　分	平成28年９月30日
差入保証金	2,000千円

（注）差入保証金は取引保証金であり、償還予定時期を見積もれないことから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、表中に含めておりません。

（税効果会計に関する注記）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	3,350千円
資産除去債務	7,396
未払事業税	4,714
一括償却資産	3,184
ソフトウェア	12,943
その他	1,509
繰延税金資産小計	33,098
評価性引当額	△7,396
繰延税金資産合計	25,702
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	5,626
繰延税金負債合計	5,626
繰延税金資産純額	20,076

２．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算

に使用する法定実効税率は、従来の33.1％から平成28年10月１日に開始する事業年度及び平成29年10月１日に開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異については30.9％に、平成30年10月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.6％に変更されます。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産	323円68銭
１株当たり当期純利益	58円44銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年11月11日

株式会社リンクバル
取　締　役　会　　御中

東陽監査法人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　**中　塩　信　一**　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　**北　山　千　里**　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１項の規定に基づき、株式会社リンクバルの平成27年10月１日から平成28年９月30日までの第５期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年10月１日から平成28年９月30日までの第５期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年11月14日

株式会社リンクバル　監査役会

常勤監査役（社外）　**岩　崎　修　身**　㊞

社外監査役　**大　友　　敬**　㊞

社外監査役　**田部井悦子**　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　　定款一部変更の件

現行定款の一部を以下のとおり変更するものであります。

１．提案の理由

①当社の事業の現状に即し、今後の事業の多様化に対応するため、現行定款第２条の目的事項を追加するものであります。

②経営環境の変化に迅速に対応すると共に、事業年度における取締役の経営責任をより明確にするため、取締役の任期を２年から１年に短縮することとし、現行定款第18条（取締役の任期）について所要の変更を行うものであります。また、これに伴い、任期の調整に関する同条第２項を削除するものであります。

③法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設すると共に補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

④柔軟で機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議によって行うことを可能とするよう、変更案第41条（剰余金の配当等の決定機関）を新設すると共に、変更案第42条（剰余金の配当の基準日）を新設するものであります。

⑤上記条文の新設及び修正等に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部は変更部分）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総　則	第１章　総　則
（目的） 第２条　当会社は次の事業を営むことを目的とする。 １．～３．　（条文省略） （新　　設） ４．～11.　（条文省略）	（目的） 第２条　　（現行通り） １．～３．　（現行通り） ４．旅行業法に基づく旅行業及び旅行業者代理業 ５．不動産の売買、賃貸、管理、保有及び運用 ６．各種イベント主催団体を対象としたフランチャイズ事業 （以下，号数の繰下げ） ７．～14.　（現行通り）
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
（取締役の任期） 第18条　取締役の任期は選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２．任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。	（取締役の任期） 第18条　取締役の任期は選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 （削　　除）
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査役及び監査役会
（監査役の選任） 第29条　　（条文省略） ２．　　（条文省略） （新　　設） （監査役の任期） 第30条　　（条文省略） ２．　　（条文省略） （新　　設）	（監査役の選任） 第29条　　（現行通り） ２．　　（現行通り） ３．当会社は、会社法第329条第３項の規定に基づき、法令の定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 （監査役の任期） 第30条　　（現行通り） ２．　　（現行通り） ３．前条第３項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第７章　　計　算	第７章　　計　算
（事業年度） 第40条　　（条文省略） （剰余金の配当） 第41条　当会社は、株主総会の決議によって、毎年９月30日の最終の株主名簿に記載又は記録され株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行うことができる。 ２．当会社は、取締役会の決議によって、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して会社法第454条第５項に定める中間配当を行うことができる。	（事業年度） 第40条　　（現行通り） （削　　除）
（新　　設）	（剰余金の配当等の決定機関） 第41条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる。
（新　　設）	（剰余金の配当の基準日） 第42条　当会社の期末配当の基準日は、毎年９月30日とする。 ２．当会社の中間配当の基準日は、毎年３月31日とする。 ３．前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。
第42条　（条文省略）	第43条　（現行通り）

第２号議案　　取締役４名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役５名は全員任期満了となりますので、つきましては新任１名を含め取締役４名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者の番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	吉弘 和正（よしひろ かずまさ） （昭和45年１月25日生） ※在任年数：５年０ヶ月	平成３年４月　木村会計事務所（現税理士法人木村会計事務所）入所 平成14年３月　日本ビルド株式会社　入社 平成16年10月　株式会社許斐　入社 平成19年12月　Hamilton Lane UK Limited　入社 平成20年３月　Hamilton Lane Japan 合同会社　設立 平成23年12月　当社設立　代表取締役社長　就任 平成27年８月　代表取締役社長　事業本部　本部長（現任）	1,010,000株
2	金田 好生（かねだ よしお） （昭和46年８月９日生） ※在任年数：３年３ヶ月	平成８年４月　株式会社大塚商会　入社 平成12年２月　楽天株式会社　入社 平成16年10月　株式会社楽天野球団　出向 平成25年６月　当社　入社　街コン部　部長 平成25年９月　取締役　事業本部　本部長 平成27年８月　取締役　経営管理本部　本部長（現任）	18,000株
3	喜多埜 裕明（きたの ひろあき） （昭和37年11月27日生） ［社外取締役候補者］ ※在任年数：１年５ヶ月	昭和63年４月　株式会社桧林社　入社 平成５年４月　Kairinsha Int'l (NY), Inc. 副社長 平成９年２月　ヤフー株式会社　入社 業務室長 平成17年４月　同社　取締役最高執行責任者 平成18年４月　ソフトバンクモバイル株式会社（現ソフトバンク株式会社）取締役 平成24年４月　ヤフー株式会社　取締役 平成24年４月　ソフトバンク・ペイメント・サービス株式会社　代表取締役副社長　兼　最高執行責任者 平成27年６月　Ｋカンパニー株式会社　代表取締役社長（現任） 平成27年７月　当社　社外取締役（現任）	－

候補者の番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	いちき こうじ 一木 広治 （昭和39年３月11日生） ［社外取締役候補者］ （新任）	平成16年１月　株式会社ヘッドライン　代表取締役就任（現任） 平成24年３月　株式会社ローソン　顧問　就任（現任） 株式会社ローソンＨＭＶエンタテイメント　顧問　就任（現任） 平成25年11月　株式会社チヨダ　顧問　就任（現任） 平成26年４月　淑徳大学客員教授（現任） 平成26年７月　株式会社ベクトル　顧問　就任（現任） 平成26年９月　株式会社ＵＳＥＮ　顧問　就任（現任） 平成27年４月　早稲田大学理工学術院　非常勤講師（現任）	－

（注）１．各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．喜多埜裕明氏及び一木広治氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。
３．喜多埜裕明氏及び一木広治氏を社外取締役候補者とした理由は次のとおりであります。
喜多埜　裕　明：日本を代表する情報通信事業のグループ会社にて会社経営者を歴任され、幅広い経験と高い見識を有しており、当社経営全般の監督と助言をいただくため、社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
一　木　広　治：平成14年に日本初のニュース付きフリーペーパーを発行する株式会社ヘッドラインに創業から参画し、平成16年に代表取締役に就任すると共に、複数上場企業の顧問及び大学客員教授職等を歴任しており、企業経営等において豊富なキャリアを有すると共に高い見識を備えており、当社社外取締役として適任であると判断しております。
４．喜多埜裕明氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、一木広治氏も、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしておりますので、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
５．喜多埜裕明氏と当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める額としており、喜多埜裕明氏の再任が承認された場合には、同氏と当該契約を継続する予定であります。また、一木広治氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で上記と同様、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額も、会社法第425条第１項に定める額としております。

第３号議案　　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は第１号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件としております。

また、本議案につきましては、当社監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴及び地位並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
苅安高明（かりやすたかあき） （昭和52年11月29日生）	平成19年12月　弁護士登録（東京弁護士会） 平成22年４月　慶應義塾大学大学院法務研究科　助教 平成25年７月　苅安総合法律事務所代表（現任） 平成28年４月　慶應義塾大学大学院法務研究科　非常勤講師（現任） （重要な兼職の状況） 苅安総合法律事務所代表弁護士（現任）	－

（注）１．補欠監査役候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
２．補欠監査役候補者は、現在、当社の顧問弁護士であります。
３．苅安高明氏は補欠の社外監査役候補者であり、社外監査役３名の補欠として、選任するものであります。
４．苅安高明氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての専門的な知識・経験を有し、法律専門家として客観的な立場から、監査の妥当性確保などの社外監査役としての職務を遂行していただけるものと判断したためであります。
５．苅安高明氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間で会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める限度額となります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会　場　東京都中央区日本橋二丁目７番１号　東京日本橋タワー
ベルサール東京日本橋５階「Room７」

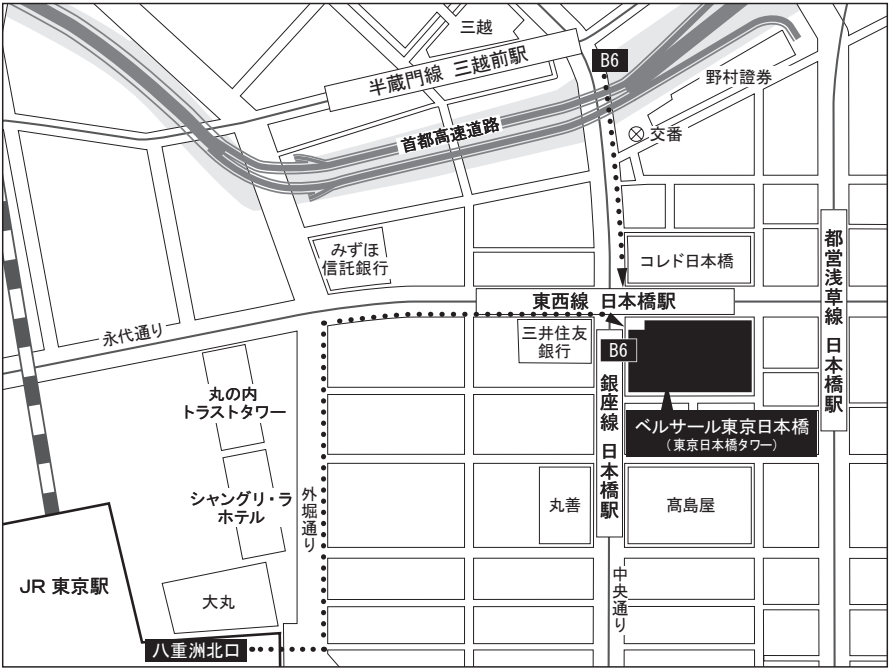

交　通　「日本橋駅」Ｂ６番出口直結
「東京駅」八重洲北口より徒歩６分
「三越前駅」Ｂ６出口より徒歩３分
※お車でのご来場は、ご遠慮ください。